

専門学校サンテクノカレッジ学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、情報科学の進展に即応する専門知識と技術を教授し、創造力豊かな技術者を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、専門学校サンテクノカレッジと称する。

(位 置)

第3条 本校の位置を、山梨県甲斐市竜王新町1999番地の5におく。

第2章 課程、学科及び修業年限

(課 程)

第4条 本校に、次の課程を置く。

工業専門課程

(学科及び修業年限等)

第5条 前条に定める課程に次の学科を置く。

マルチメディア科

情報システム科

コンピュータコミュニケーション科

2 前項に定める各学科の修業年限及び学生定員は、別表第1のとおりとする。

3 第1項に定める学科のほかに、さらに専門的な技術、理論を教授研究するため、次の学科を置く。
情報科学研究科（以下、「研究科」という。）

4 前項に定める学科の修業年限及び学生定員は、別表第2のとおりとする。

(在学年限)

第6条 学生は、各学科に定める修業年限の2倍を超えて在学することができない。ただし、やむを得ない特別の事情があると認められた者は、この限りでない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 創立記念日 2月22日

(5) 春季休業、夏季休業及び冬季休業（当該年度の学年暦において定める。）

2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は前項の休業日以外に休業日

を臨時に設けることができる。

- 3 校長は、第 1 項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めたときは、休日又は休業日に授業を行うことができる。

第 4 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 9 条 授業科目は、一般教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、各年次に配分して編成する。

(単 位)

第 10 条 授業科目及びその単位数は、別表第 5 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 11 条 各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とすること。
- (2) 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とすること。

(成績の評価)

第 12 条 履修した科目の成績の評価は、試験又はこれに代わるべき方法によるものとする。

- 2 前項の成績の評価は、S、A、B、C 及び D で表わし、C 以上を合格とする。
- 3 試験は、学期末又は随時に行なうものとする。
- 4 所定の授業時間数の 3 分の 1 以上欠席した者は、受験することができない。

(単位の授与)

第 13 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

第 5 章 卒 業

(卒業の要件)

第 14 条 本校を卒業するためには、第 5 条に規定する修業年限以上在学し、所定の授業科目について所定の単位数を修得しなければならない。

- 2 前項に定める各学科の卒業に必要な単位数は、別表第 3 のとおりとする。

(卒 業)

第 15 条 本校に第 5 条に規定する修業年限以上在学し、学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、校長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- 2 研究科においては、前項の規定にかかわらず、1 年以上在学した者とする。

(称号の授与)

第 15 条の 2 前条第 1 項により、第 5 条第 1 項に定める学科を卒業した者には、称号を授与する。

- 2 称号は、その卒業した学科に応じて、別表第 4 のとおりとする。

第 6 章 入学、休学及び退学

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 入学資格は、各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 研究科に入学できる者は、第5条第1項に定める学科を卒業した者、若しくは同等以上の学力があると認められる者とする。ただし、コンピュータコミュニケーション科については、2年以上在学し、かつ卒業に必要な単位の2分の1以上を修得した場合には、研究科に入学できるものとする。

(入学の出願及び選考)

第18条 本校に入学を志願する者は、本校所定の入学願書等の書類に入学検定料を添えて、所定の方法により出願しなければならない。

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条第2項の選考による合格者は、所定の期日までに本校所定の書類を提出するとともに、入学科、授業料等を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(外国人学生)

第20条 外国人で本校に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考し、外国人学生として入学を許可することがある。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、コンピュータコミュニケーション科の3年次に編入学を志願する者は、別に定めるところにより選考のうえ、入学を許可する。

(1) 短期大学を卒業した者

(2) 高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程により、専門士の称号の付与を文部科学大臣が認めるもの）を修了した者

(4) 大学を卒業した者

(5) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(6) その他前各号に定める者と同等以上の学力があると認められる者

2 前項により入学を許可する場合は、第18条及び第19条の規定を準用する。

(休学、復学)

第22条 病気その他やむを得ない理由により3か月以上休学しようとする者は、校長の許可を受けて休学することができる。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別な理由があると認められる場合は、引き続き1年延長することができる。

3 休学の期間は、通算して第5条に規定する修業年限を超えることができない。ただし、研究科に進学した者は、この限りでない。

4 復学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 学生が次の各号の一に該当するとき、教員会議の議を経て校長が除籍する。

(1) 第6条に定める在学年限を超えた者

(2) 第22条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 正当な理由がなく、授業料その他納付金を滞納した者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第7章 授業料等納付金

(授業料等納付金)

第25条 授業料等納付金は、次のとおりとし、その額は別に定める。

入 学 料
授 業 料
実験実習費

2 入学検定料は、別に定める。

3 校長は、入学者のうち成績が極めて優秀と認められる者について、別に定めるところにより、授業料等納付金の全部若しくは一部を免除することができる。

第8章 組 織

(教職員組織)

第26条 本校に校長、教員、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(校長の職務)

第27条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 校長は、本学則に定めるもののほか、本校の重要な事項を決定する場合、教員会議の意見を聞かなければならない。

(教員会議)

第28条 本校に、校長、専任教員及び事務職員の代表で構成する教員会議を置く。

2 校長は、必要と認めたとき、教員会議に前項に定める者以外の職員を加えることができる。

第9章 聴講生、研究生及び委託生

(聴 講 生)

第29条 校長は、本校の授業科目について、特定の科目の履修を志望する者がいるときは、本校の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

(研 究 生)

第30条 校長は、本校所定の専門科目に関連した研究、研修を志望する者がいるときは、本校の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

(委 託 生)

第31条 校長は、官公庁又は企業等からの委託に基づき、本校に入学を希望する者がいるときは、本校の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第32条 校長は、学業が優秀で他の模範となる学生を、表彰することができる。

(懲 戒)

第33条 本校の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者について、校長は、教員会議の議を経て懲戒を行うことができる。

2 前項の懲戒の区分は、訓告、戒告、停学及び退学とする。

3 前項で定める退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 学業成績不良で卒業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(4) 正当な理由がなく、授業料その他納付金を滞納した者

第11章 公開講座

(公開講座)

第34条 校長は、科学技術及び文化の振興に資するため、本校に社会人を対象とした公開講座を設置することができる。

第12章 雑 則

(付帯事業)

第35条 校長は、社会人を対象に1年を超えない範囲の研修課程を設置することができる。

2 校長は、前項の課程を修了した者に、修了証書を授与することができる。

付 則

- 1 この学則は、1990年12月13日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

付 則

- 1 この学則は、1992年3月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、1993年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、1995年度入学者から適用する。

付 則

- 1 この学則は、1995年1月23日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、1997年度入学者から適用する。

付 則

- 1 この学則は、2000年度入学者から適用する。

付 則

- 1 この学則は、2003年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、2006年度入学者から適用する。

付 則

- 1 この学則は、2007年度入学者から適用する。

付 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、2026年度入学者から適用する。

別表第1 各学科の修業年限及び学生定員（第5条第2項関係）

学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
マルチメディア科	2年	80名	160名
情報システム科	2年	40名	80名
コンピュータコミュニケーション科	4年	40名	160名
定員合計		160名	400名

別表第2 研究科の修業年限及び学生定員（第5条第4項関係）

学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
情報科学研究科	1年	40名	40名

別表第3 各学科の卒業に必要な単位数（第14条第2項関係）

学 科 名	卒業に必要な単位数
マルチメディア科	65単位以上
情報システム科	80単位以上
コンピュータコミュニケーション科	154単位以上
情報科学研究科	36単位以上

別表第4 各学科の卒業者に授与される称号（第15条の2第2項関係）

学 科 名	称 号
マルチメディア科	専 門 士（工業専門課程）
情報システム科	専 門 士（工業専門課程）
コンピュータコミュニケーション科	高度専門士（工業専門課程）